

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月2日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成15年周南市条例第172号）の一部を次のように改正する。

第24条に次の1項を加える。

- 3 前2項の規定による排除量と施設に排除する汚水の量が著しく異なる場合は、管理者がその排除量を認定する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(汚水排除量の認定)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 前2項の規定による排除量と施設に排除する汚水の量が著しく異なる場合は、管理者がその排除量を認定する。</u></p>